

# 税の申告受付

## 所得税の確定申告

### 対象となる方

- 事業所得（商業・工業・農業などから生ずる所得）や不動産所得（地代・家賃などによる所得）などがあり、所得控除の合計を超える所得がある方
- 確定申告不要源泉分離課税の選択をしていない一定以上の配当所得がある方
- 給与所得者で所得控除の合計を超える所得があり、次に該当する方
  - ① その年中の給与の収入が2千万円を超える方
  - ② 給与、退職所得以外の所得（農業・不動産所得など）の合計額が20万円を超える方
  - ③ 給与を2か所以上からもらっていて、かつ年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額との合計額が20万円を超える方
  - ④ 日雇い労働者などで給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されていない方
- ※ 源泉徴収票を取得してから申告にお出かけください。

### 町の会場では受付できない申告

- 次に該当する方は、町の会場では受付できません。
- 貴金属などの譲渡所得のある方
  - 土地建物の譲渡所得や株式の譲渡・配当所得などの分離課税所得のある方
  - 新しく住宅ローン控除を受ける方
  - 青色申告をされる方
  - 雑損控除のある方
  - 損失（赤字）があり繰越（繰越損失）等をされる方
  - 亡くなった方の申告（準確定申告）をされる方
  - 過年分（令和元年分以前）の確定申告をされる方
  - 国外居住の扶養親族を取ったり、外国税額控除を受ける方
  - 確定申告書の本人控に受付印が必要な方

### 申告時にはこれらをお忘れなく

※ 受付できませんので、「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」などはあらかじめ作成したうえでお越しくください。

■ マイナンバーカード又は通知カードと運転免許証などの本人確認書類	■ 控除計算に必要な資料 ※源泉徴収票に控除額が記載されている分については不要です。
■ 税務署から送付されたお知らせ	① 医療費控除がある方 医療費控除の明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知
■ 利用者識別番号確認書類（町の会場以外で取得された方）	② 社会保険料控除がある方 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、国民健康保険税などの支払証明書又は領収書
■ 印鑑（スタンプ印は除く）	③ 生命保険料控除がある方 生命保険料控除証明書
■ 所得の計算に必要な資料	④ 地震保険料控除がある方 地震保険料控除証明書
① 給与・年金収入のある方 源泉徴収票（原本） ※複数枚ある方はすべてないと申告できません。	⑤ 障害者控除がある方 障害者手帳 など
② 営業・農業・不動産所得のある方 所得計算のもとになる帳簿（仕入帳・売上帳・出納帳など）、収支内訳書	⑥ 寄附金控除がある方 寄附先が発行する受領証明書 など
③ 土地などを売却した方 売買契約書、仲介手数料の領収書 など	⑦ 雑損控除がある方 損害を受けた資産の明細、取壊しなど災害に関して支出した金額の領収書、保険金などで補填された金額のわかるもの など
■ 還付になる方 金融機関の預金口座番号	⑧ 住宅ローン控除がある方 住民票、登記簿謄本、工事請負契約書・土地売買契約書の写し、借入金の年末残高等証明書 など
■ その他申告に必要な書類	

税務署の申告相談 還付申告 2月10日(水)～3月15日(月) (土日、祝日は除く)  
納税申告 2月16日(火)～3月15日(月)

税務署では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告の方の申告相談を2月10日(水)から受け付けております。

【相談受付】午前8時30分～午後4時（相談開始：午前9時）

※確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場当日配付、又は、LINEでも事前発行（前々開庁日まで）しています。なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来署をお願いすることもあります。

#### 【感染症対策】

- 検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合は、原則として入場をお断りさせていただきます。
- マスクの着用、手指消毒液の利用をお願いします。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しくください。
- 会場内では、申告相談に従事する職員のマスク・フェイスシールドの着用、定期的な換気・消毒などを行い、感染防止対策を徹底しています。



国税庁LINE  
公式アカウント

問合せ 秩父税務署 ☎22・4433 / 税務会計課 ☎66・3111 内線111～116